

平成21年度版

# 事業概要

(平成20年度実績)

三重県障害者相談支援センター

# 目 次

## 第1 概要

- 1 沿革 . . . . . 1
- 2 名称・所在地 . . . . . 2
- 3 所管区域 . . . . . 4
- 4 組織及び職員配置 . . . . . 5

## 第2 業務内容

- 1 総務課 . . . . . 6
- 2 知的障害者支援課 . . . . . 6
- 3 身体障害者支援課 . . . . . 8
- 4 地域支援課 . . . . . 9

## 第3 平成20年度業務実績

- 1 総務課
  - (1) 身体障害者手帳の交付件数 . . . . . 12
  - (2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数 . . . . . 13
  - (3) 身体障害者手帳交付者数 . . . . . 14
  - (4) 身体障害者福祉法第15条指定医師 . . . . . 15
  - (5) 市町別療育手帳交付件数 . . . . . 17

## 2 知的障害者支援課

- (1) 年度別相談人員の推移 . . . . . 18
- (2) 相談形態割合 . . . . . 18
- (3) 相談判定処理状況 . . . . . 19
- (4) 市町別相談判定状況 . . . . . 20
- (5) 男女別年齢別相談件数 . . . . . 21
- (6) 男女別程度別相談件数 . . . . . 22
- (7) 生活活動状況別相談割合 . . . . . 22
- (8) 地域支援の状況 . . . . . 23
- (9) 研修の状況 . . . . . 23

## 3 身体障害者支援課

- (1) 相談業務 . . . . . 24
- (2) 判定業務 . . . . . 24
- (3) 相談判定実施状況 . . . . . 25
- (4) 相談判定実人員数の過去5年間の推移 . . . . . 26
- (5) 来所・巡回別実施実人員数の過去5年間の推移 . . . . . 27
- (6) 判定内容状況 . . . . . 28
- (7) 補装具判定の状況 . . . . . 29
- (8) 巡回相談実績 . . . . . 30
- (9) 地域リハビリテーション推進事業 . . . . . 31
- (10) 市町相互間の連絡調整業務 . . . . . 32
- (11) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務 . . . . . 32

## 第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条第1項及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を、障がい当事者への相談支援の充実に向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合し、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「総合相談支援センター」の機能の充実に向けた支援や、市町が設置している「地域自立支援協議会」の活性化を図る取組を行っていくこととしています。

### 1 沿革

#### (1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月	三重県民生部厚生課内に設置
昭和30年6月	三重県身体障害者更生指導所(津市藤方2283-1)の設置に伴い 移転
昭和60年4月	三重県身体障害者総合福祉センター(津市一身田大古曾670-2) の整備に伴い、同センター内に移転
平成21年4月1日	「障害者相談支援センター」(津市一身田大古曾670-2)として、 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

#### (2) 知的障害者更生相談所の沿革

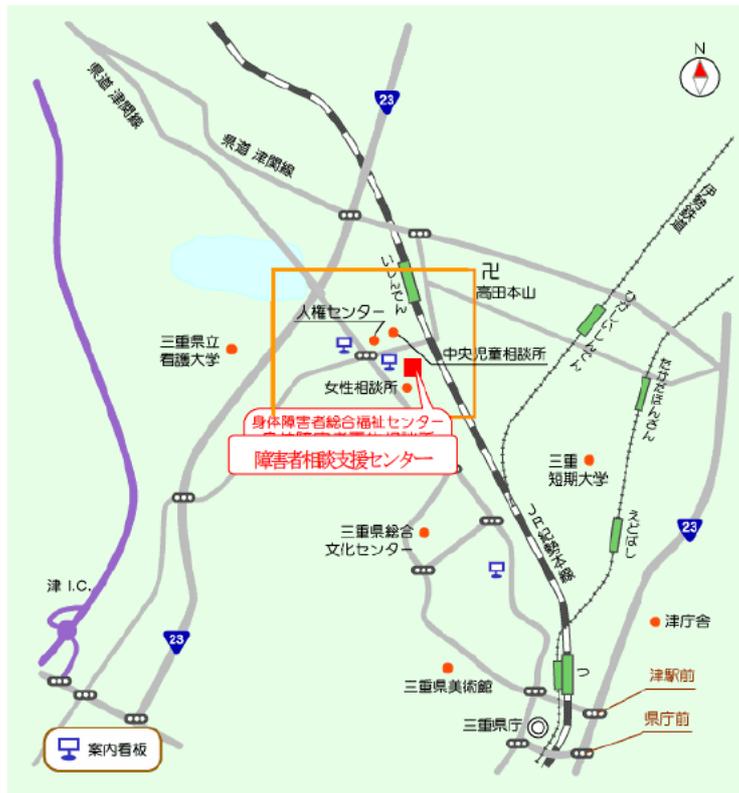
昭和35年7月1日	三重県身体障害者更生指導所(津市藤方2283-1)内に併置
昭和39年4月1日	精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」(津市城山1丁目12-2) 内に移転・併置

- 昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・併置
- 平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古曾字雁田 694  
- 1）に伴い移転
- 平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を  
統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」（津市城山 1 丁目 12  
- 2）を整備、移転
- 平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名  
称を知的障害者更生相談所に変更  
更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営
- 平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的  
障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センタ  
ー（津市一身田大古曾 670 - 2）に移転

## 2 名称・所在地

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514 - 0113  
津市一身田大古曾 670 番地 2  
TEL 059 - 236 - 0400（総務課）  
059 - 232 - 7531（知的障害者支援課）  
059 - 232 - 7356（身体障害者支援課）  
059 - 236 - 0403（地域支援課）  
FAX 059 - 231 - 0687  
E mail shogaic@pref.mie.jp  
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

## 案内図



交通：JR一身体田駅から徒歩約10分

津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」

「人権センター口」からは徒歩約3分

### 3 所管区域

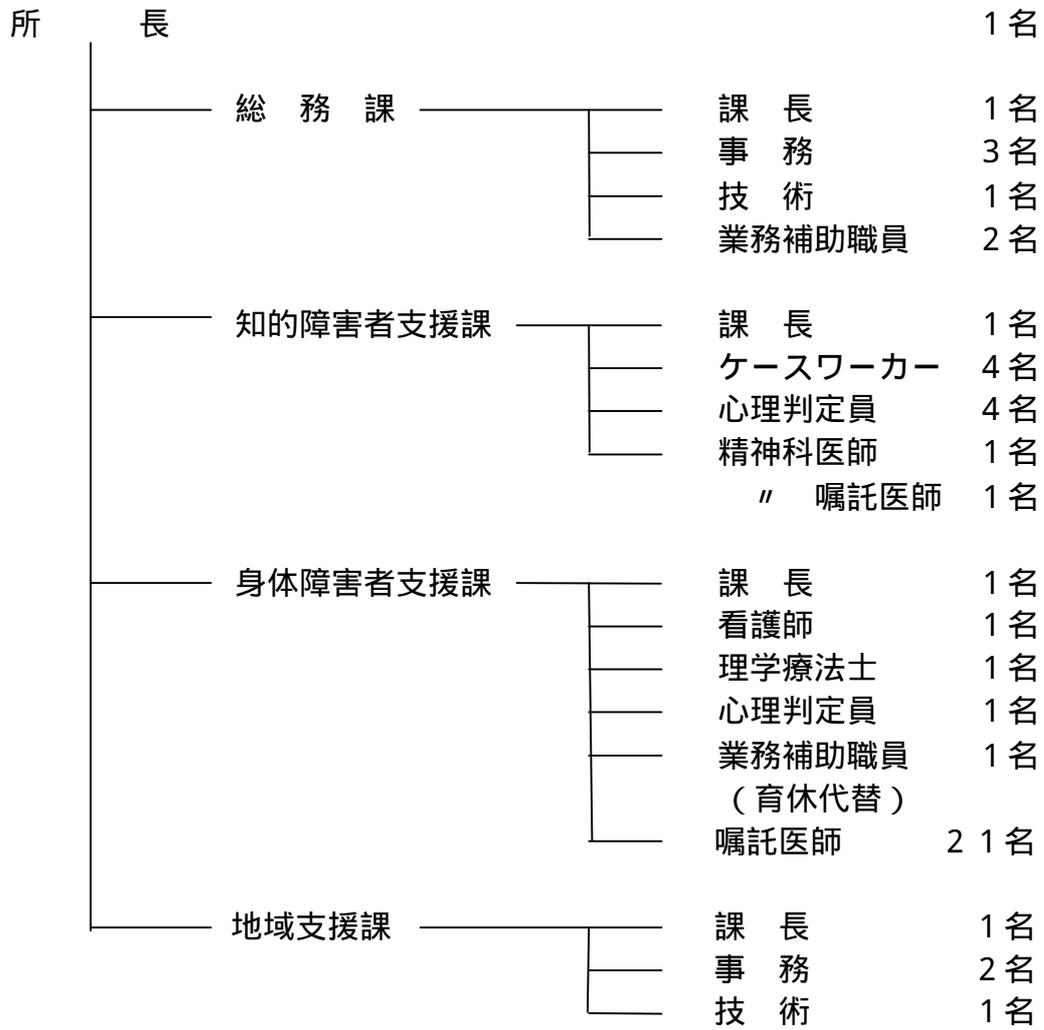
三重県全域 ( 9 障害保健福祉圏域 ) 14市15町



平成21年5月1日現在

地域名	総数	男	女	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	220,286	108,974	111,312	11.8%	78,990	11.1%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	370,264	183,619	186,645	19.9%	141,733	19.9%	四日市市・三重郡
鈴鹿	249,084	125,076	124,008	13.4%	94,390	13.2%	鈴鹿市・亀山市
津	287,912	139,782	148,130	15.4%	115,075	16.1%	津市
松阪	217,860	104,777	113,083	11.7%	82,250	11.5%	松阪市・多気郡
伊勢	259,227	121,727	137,500	13.9%	98,280	13.8%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	179,155	86,327	92,828	9.6%	65,846	9.2%	名張市・伊賀市
尾鷲	39,174	18,232	20,942	2.1%	17,737	2.5%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	41,444	19,357	22,087	2.2%	18,401	2.6%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,864,406	907,871	956,535	100.0%	712,702	100.0%	

4 組織及び職員配置（平成 21 年 4 月 1 日現在）



## 第2 業務内容

### 1 総務課

#### (1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から手帳に関するすべての業務を身体障害者更生相談所で行っています。

#### (2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指定業務

#### (3) 療育手帳の交付

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で療育手帳の交付事務を行っています。

#### (4) その他庶務、経理業務

### 2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知(平成15年3月25日、障発0325002号)により以下の業務を行っています。

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務。
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定。
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務。
- ・ 地域生活支援の推進に関する業務。
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付。

#### (1) 相談・判定

知的障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

知的障害者援護施設利用に係る判定及び調整  
支援方針決定のための判定  
職業安定所等への紹介など就労に関する相談  
日常生活の悩み、余暇の過ごし方、経済的な問題、情緒的な問題など生活に関する相談  
特別支援学校高等部卒業後の進路相談  
療育手帳の新規交付及び再判定に関する相談・判定

## (2) 地域支援

知的障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、支援が困難な人に関する支援検討会議などに参加し（市町等からの要請に応じて随時）技術的支援等を行うほか、地域自立支援協議会（知的障がい部会）への参加によって関係者に助言、提案を行います。

また、施設入所希望に関して市町間の連絡調整を図るほか、施設の空き情報を市町に提供するなどします。保護者の死亡等により急きょ安全確保が必要となった場合には、三重県独自に緊急入所調整の制度が設けられており、知的障害者支援課は市町、入所調整委員会、施設等との連絡調整や会議の事務等を担います。

そのほか、地域生活において何らかの不応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、地域生活の継続が可能となるように一時的に入所施設を利用して支援を行う行動観察事業を実施しています。事業の実施にあたっては、市町、障害者支援施設、知的障害者支援課それぞれの連携が重要であり、施設での観察から得られた情報を基に支援検討会議等を開催し、障がいのある本人が安心して地域に戻ることでできるよう支援しています。

## (3) 巡回相談

各圏域の実情に応じて、年間計画を作成し、チームを編成して各種相談及び判定を行います。

## (4) 調査研究・研修

知的障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

### 3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第11条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知(平成15年3月25日、障発0325001号)により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務。
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務。
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務。

#### (1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

- (ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定
- (イ) 補装具の処方及び適合判定
- (ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

#### (2) 巡回相談

身体障がい者の利便を図るため、市町を巡回して補装具の判定、一般更生相談等を行います。

#### (3) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、自立支援法の下では、施設利用者は事業所と契約して、障がいの程度に応じたサービスを受けることとなりますが、施設サービスを利用するにあたって、

施設が入所者を選別することなく、利用が円滑かつ公平に行われるように、施設や関係者の参画を得て「三重県身体障がい者支援施設入所調整会議」を設置して、市町等の相互間の連絡調整を担います。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

#### (4) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

### 4 地域支援課

障害者自立支援法第78条、同施行規則により以下の業務を行っています。

- ・障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実
- ・障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・地域自立支援協議会の充実に向けた取組

#### (1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症、発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を社会福祉法人や医療法人等に委託して行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

##### 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行います。

##### 障がい児等療育相談支援事業

知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

##### 高次脳機能障がい者生活支援事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障が

い者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

#### 自閉症・発達障がい支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障がい支援センターを設置し、相談・助言、指導・就労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

#### 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応ずるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

### （２）障がい者総合相談支援センターの支援

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を可能とするためには、相談支援が重要となっています。

県や市町から相談支援事業を受託している障がい者総合相談支援センターを支援するため、連絡会議の開催等により支援センター間の情報共有や課題解決に向けた取組を行います。

### （３）人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、各種研修を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

#### 障害程度区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

#### 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

#### 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

#### サービス管理責任者研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者を養成するための研修を行います。

#### 行動援護従業者養成研修

知的障がいや精神障がいにより、行動する際に困難や危険を生じる障がいの介護等を行う行動援護従業者を養成するための研修を行います。

#### ガイドヘルパー養成研修

視覚障がい者や全身性障がい者の外出時の移動の支援等を行うガイドヘルパーの養成を図るための研修を行います。

#### (4) 地域自立支援協議会の充実

障がいの地域生活を支えるためには、障がいの相談支援活動が重要ですが、相談支援を通じて把握した障がいの状況や課題等の情報を、地域の関係者が共有し課題解決に向けた取組を行うことが必要です。

関係者の情報共有や課題解決の場として、地域自立支援協議会が各市町に設置されており、同協議会の充実に向けた支援を行います。

### 第3 平成20年度業務実績

#### 1 総務課

##### (1) 身体障害者手帳の交付件数

身体障害者手帳交付者数は年々増加していますが、中でも内部障害の増加が顕著となっています。

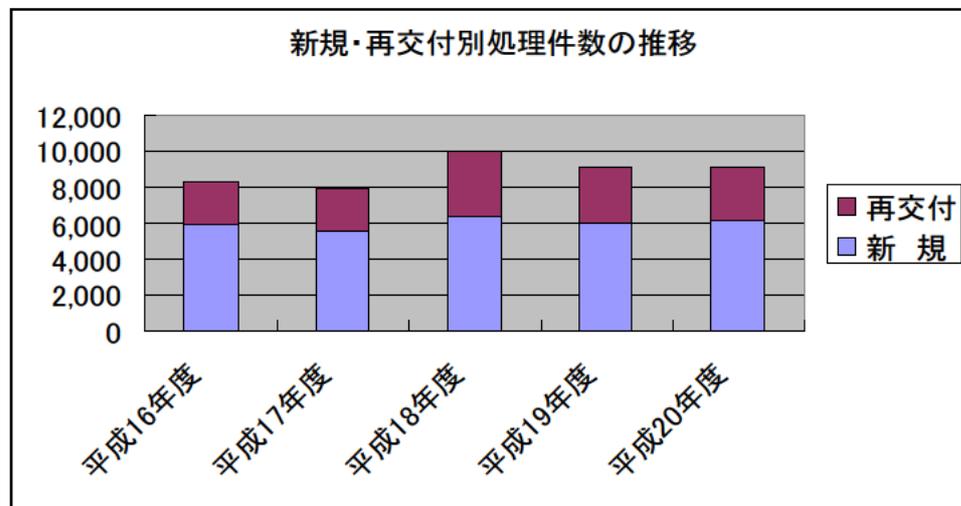
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

		視 覚	聴覚・平衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心 臓
交 付 ・ 処 理 件 数	新規交付	356	458	96	3,052	46	813
	再交付(認定)	364	318	57	1,246	56	416
	再交付(取替)	92	133	40	613	21	157
	居住地変更	134	156	28	678	42	134
	返還	331	384	119	2,270	12	537
	県内転入	31	40	12	155	0	47
	県外転出	12	21	8	91	3	28
	合計	1,320	1,510	360	8,105	180	2,132

		じん臓	呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	免 疫	合 計
交 付 ・ 処 理 件 数	新規交付	489	316	481	11	14	6,132
	再交付(認定)	304	88	148	10	0	3,007
	再交付(取替)	72	20	43	1	1	1,193
	居住地変更	85	34	51	4	5	1,351
	返還	355	382	345	4	1	4,740
	県内転入	13	2	12	0	2	314
	県外転出	14	2	10	1	0	190
	合計	1,332	844	1,090	31	23	16,927

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

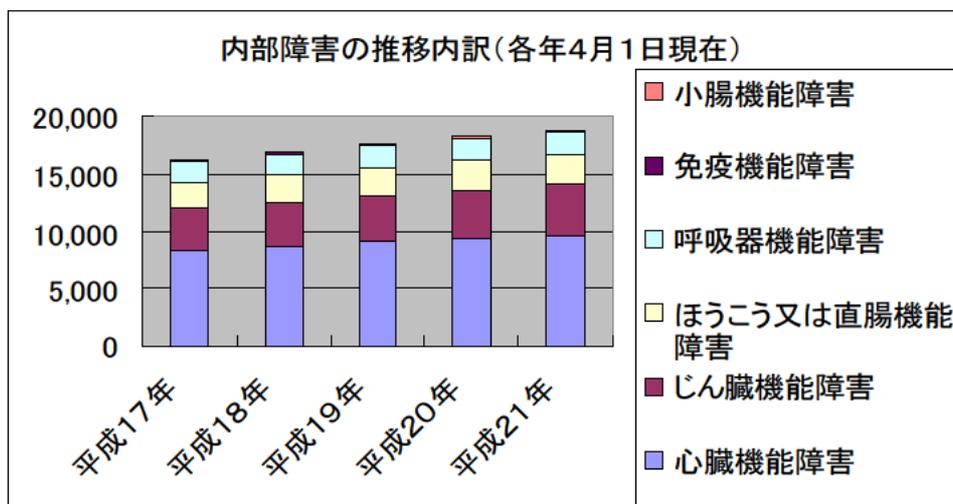
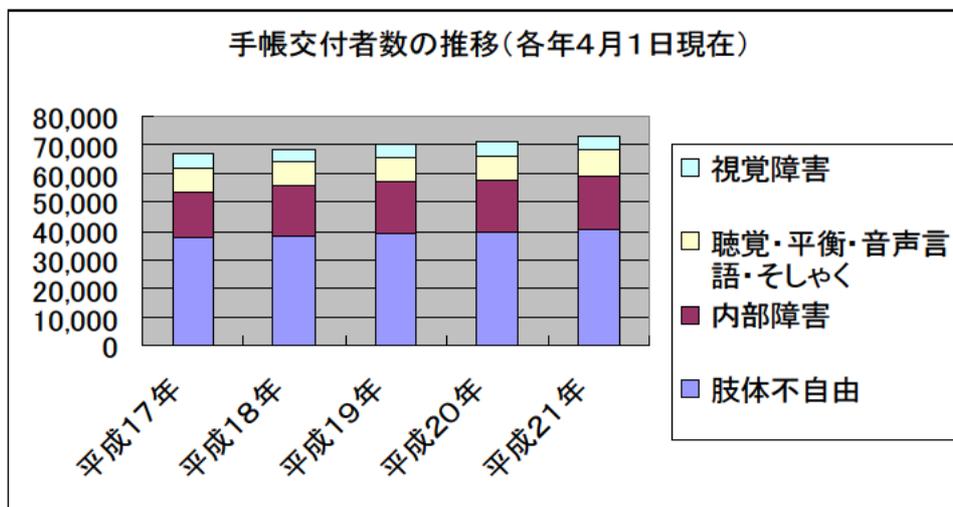
処理区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
新規	5,910	5,582	6,297	6,038	6,132
再交付	2,438	2,305	3,667	3,041	3,007
小計	8,348	7,887	9,964	9,079	9,139
居住地変更等	799	1,075	1,306	1,390	1,351
県外からの転入	309	240	291	308	314
返還	4,079	4,360	4,229	5,006	4,740
県外への転出	256	185	169	239	190
再交付(取替等)	490	783	1,191	1,254	1,193
合計	14,281	14,530	17,150	17,276	16,927



## (3) 身体障害者手帳交付者数(平成21年4月1日現在)

(単位:人)

障害別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比
視覚障害	児		36	8	6	5	4	2	61	6.7%
	者		1,670	1,289	423	395	574	449	4,800	
	計		1,706	1,297	429	400	578	451	4,861	
聴覚又は平衡機能障害	児		3	83	47	19	1	46	199	10.6%
	者		336	1,980	1,117	1,249	46	2,769	7,497	
	計		339	2,063	1,164	1,268	47	2,815	7,696	
音声・言語機能又はそし やく機能障害	児		0	3	2	5	0	0	10	1.1%
	者		19	108	429	265	0	0	821	
	計		19	111	431	270	0	0	831	
肢体不自由	児		480	312	108	24	21	10	955	55.8%
	者		6,895	8,203	8,467	9,935	4,104	2,054	39,658	
	計		7,375	8,515	8,575	9,959	4,125	2,064	40,613	
内 部 障 害	心臓機能障害	児	105	2	63	20	0	0	190	13.2%
		者	5,658	85	2,198	1,470	0	0	9,411	
		計	5,763	87	2,261	1,490	0	0	9,601	
	呼吸器機能障害	児	14	2	13	2	0	0	31	2.5%
		者	365	53	983	369	0	0	1,770	
		計	379	55	996	371	0	0	1,801	
	じん臓機能障害	児	11	0	1	0	0	0	12	6.2%
		者	4,075	17	252	117	0	0	4,461	
		計	4,086	17	253	117	0	0	4,473	
	ぼうこう又は直腸 機能障害	児	5	1	7	10	0	0	23	3.7%
		者	9	15	188	2,473	0	0	2,685	
		計	14	16	195	2,483	0	0	2,708	
	小腸機能障害	児	2	0	2	3	0	0	7	0.1%
		者	13	3	13	31	0	0	60	
		計	15	3	15	34	0	0	67	
	その他	児	0	0	0	0	0	0	0	0.1%
		者	25	41	25	6	0	0	97	
		計	25	41	25	6	0	0	97	
	(内部障害計)	児	137	5	86	35	0	0	263	25.8%
		者	10,145	214	3,659	4,466	0	0	18,484	
		計	10,282	219	3,745	4,501	0	0	18,747	
	合計	児	656	411	249	88	26	58	1,488	100.0%
		者	19,065	11,794	14,095	16,310	4,724	5,272	71,260	
		計	19,721	12,205	14,344	16,398	4,750	5,330	72,748	
等級別構成比			27.1%	16.8%	19.7%	22.6%	6.5%	7.3%	100.0%	



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成20年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	5	12	11	6	10	10	54
指定件数	1	12	11	6	7	10	47
うち新規指定者	0	9	10	6	6	9	40

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
指定申請件数	81	50	87	54	54
指定件数	81	49	85	52	47

保健福祉圏域別指定医師配置状況（平成21年4月1日現在）【所属機関が不明な指定医師を除く】

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害
<b>桑名保健福祉事務所管内</b>	<b>169</b>	<b>656</b>	<b>17</b>	<b>16</b>	<b>21</b>	<b>30</b>	<b>30</b>	<b>128</b>	<b>97</b>	<b>96</b>	<b>90</b>	<b>60</b>	<b>71</b>	<b>0</b>
桑名市	126	500	12	13	16	23	23	96	74	73	67	46	57	0
いなべ市	32	121	4	2	4	6	6	24	16	17	17	13	12	0
木曽岬町	1	6	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0
東員町	10	29	1	1	1	1	1	7	6	5	5	0	1	0
<b>四日市保健福祉事務所管内</b>	<b>350</b>	<b>1513</b>	<b>36</b>	<b>34</b>	<b>46</b>	<b>76</b>	<b>76</b>	<b>332</b>	<b>207</b>	<b>216</b>	<b>206</b>	<b>128</b>	<b>153</b>	<b>3</b>
四日市市	314	1,360	30	28	38	66	66	304	186	195	187	116	141	3
菟俣町	28	122	6	5	7	9	9	21	16	16	14	10	9	0
朝日町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1	1	0
川越町	6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0
<b>鈴鹿保健福祉事務所管内</b>	<b>198</b>	<b>790</b>	<b>25</b>	<b>23</b>	<b>28</b>	<b>46</b>	<b>43</b>	<b>158</b>	<b>109</b>	<b>111</b>	<b>107</b>	<b>61</b>	<b>78</b>	<b>1</b>
鈴鹿市	169	683	21	20	25	42	38	136	92	96	91	54	67	1
亀山市	29	107	4	3	3	4	5	22	17	15	16	7	11	0
<b>津保健福祉事務所管内</b>	<b>409</b>	<b>1,667</b>	<b>52</b>	<b>55</b>	<b>68</b>	<b>99</b>	<b>94</b>	<b>301</b>	<b>235</b>	<b>233</b>	<b>228</b>	<b>133</b>	<b>162</b>	<b>7</b>
津市	409	1,667	52	55	68	99	94	301	235	233	228	133	162	7
<b>松阪保健福祉事務所管内</b>	<b>223</b>	<b>839</b>	<b>25</b>	<b>19</b>	<b>28</b>	<b>38</b>	<b>38</b>	<b>163</b>	<b>127</b>	<b>130</b>	<b>124</b>	<b>60</b>	<b>87</b>	<b>0</b>
松阪市	188	707	22	17	24	33	33	136	105	109	104	51	73	0
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0
明浜町	18	69	1	1	3	4	4	13	12	11	10	4	6	0
大台町	13	51	1	1	1	1	1	11	8	8	8	4	7	0
<b>伊勢保健福祉事務所管内</b>	<b>244</b>	<b>956</b>	<b>26</b>	<b>24</b>	<b>29</b>	<b>46</b>	<b>44</b>	<b>189</b>	<b>143</b>	<b>146</b>	<b>142</b>	<b>69</b>	<b>97</b>	<b>1</b>
伊勢市	151	584	18	17	21	30	30	111	87	89	86	37	57	1
鳥羽市	12	47	1	1	1	2	2	10	7	7	7	4	5	0
志摩市	58	234	6	4	5	12	10	46	34	36	34	22	25	0
玉城町	9	43	0	1	1	1	1	8	7	7	7	5	5	0
度会町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	10	36	1	1	1	1	1	10	6	5	5	1	4	0
大紀町	4	12	0	0	0	0	0	4	2	2	3	0	1	0
<b>伊賀保健福祉事務所管内</b>	<b>140</b>	<b>562</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>22</b>	<b>23</b>	<b>113</b>	<b>83</b>	<b>87</b>	<b>80</b>	<b>50</b>	<b>63</b>	<b>0</b>
名張市	56	215	3	5	5	8	8	44	34	35	32	16	25	0
伊賀市	84	347	12	8	8	14	15	69	49	52	48	34	38	0
<b>尾鷲保健福祉事務所管内</b>	<b>41</b>	<b>183</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>34</b>	<b>28</b>	<b>30</b>	<b>27</b>	<b>19</b>	<b>21</b>	<b>1</b>
尾鷲市	28	122	3	3	3	5	5	22	17	20	17	13	14	0
紀北町	13	61	0	0	0	2	2	12	11	10	10	6	7	1
<b>熊野保健福祉事務所管内</b>	<b>29</b>	<b>101</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>21</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>8</b>	<b>11</b>	<b>0</b>
熊野市	12	50	2	0	0	1	1	9	9	9	8	4	7	0
御浜町	16	46	4	2	2	2	3	11	5	5	5	4	3	0
紀宝町	1	5	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0
合計	1,803	7,267	205	189	238	367	359	1,439	1,044	1,064	1,018	588	743	13

## (5) 市町別療育手帳交付件数

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

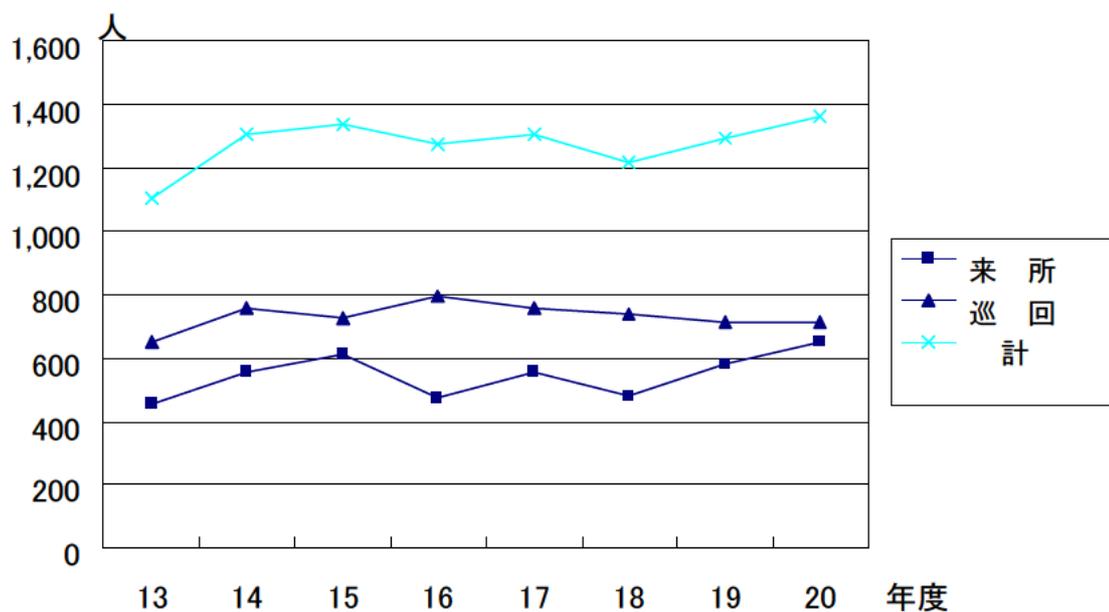
市町名	新規交付	再交付	計
津市	63	76	139
四日市市	84	83	167
伊勢市	31	43	74
松阪市	49	54	103
桑名市	50	47	97
鈴鹿市	59	95	154
名張市	29	39	68
尾鷲市	10	8	18
亀山市	10	20	30
鳥羽市	9	11	20
熊野市	2	1	3
いなべ市	7	14	21
志摩市	13	10	23
伊賀市	26	32	58
市計	442	533	975
木曾岬町	4	2	6
東員町	7	3	10
菰野町	10	12	22
朝日町	2	1	3
川越町	2	10	12
多気町	4	4	8
明和町	3	2	5
大台町	4	2	6
玉城町	2	4	6
度会町	2	1	3
大紀町	1	4	5
南伊勢町	6	1	7
紀北町	5	7	12
御浜町	3	7	10
紀宝町	4	4	8
町計	59	64	123
合計	501	597	1,098

## 2 知的障害者支援課

### (1) 年度別相談人員の推移

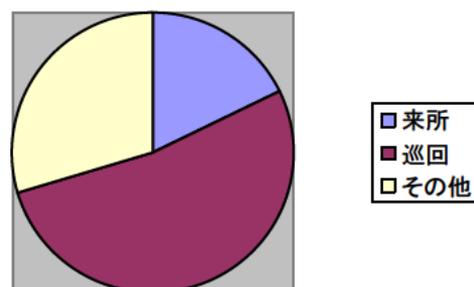
年度	13	14	15	16	17	18	19	20
来所	452	553	611	475	553	477	581	651
巡回	650	754	722	796	754	740	712	710
計	1,102	1,307	1,333	1,271	1,307	1,217	1,293	1,361

(注) 厚生労働省分類による



### (2) 相談形態割合

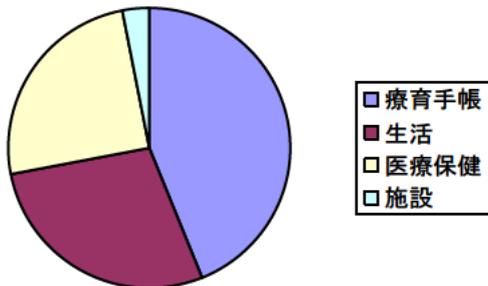
項目	人員	割合
来所	237	18%
巡回	710	53%
その他	414	30%
計	1361	100%



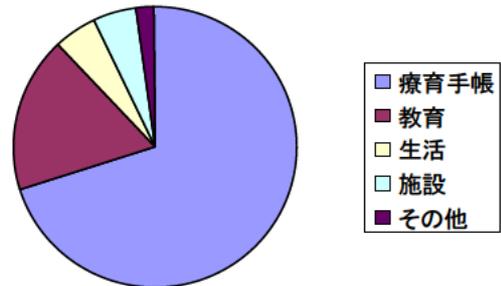
(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱実人員		237	710	414	1,361
相談内容	施設	11	36	3	50
	職親委託	0	1	1	2
	職業	0	2	27	29
	医療保健	78	0	266	344
	生活	89	35	276	400
	教育	0	132	1	133
	療育手帳	136	504	50	690
	その他	1	14	56	71
	計	315	724	680	1,719
判定内容	医学的判定	81	0	1	82
	心理学的判定	132	501	1	634
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	1	0	1	2
	計	214	501	3	718
交付判定書数等	障害程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	136	500	9	645
	その他	74	1	292	367
	計	210	501	301	1,012

☆来 所



☆巡 回



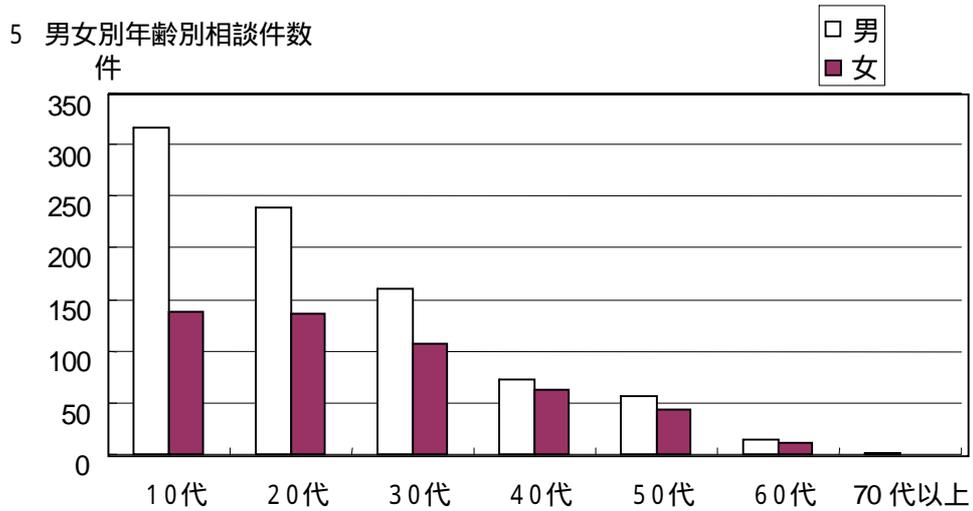
## ( 4 ) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	204	10		2	55	76	37	82	1	263
四日市市	134	8		3	45	45		75	6	182
伊勢市	108	3		2	28	32	14	57	1	137
松阪市	138	6		2	30	39	21	71		169
桑名市	87	3		6	25	27	3	47	3	114
鈴鹿市	222	2		4	59	63	6	103	44	281
名張市	80				11	11	28	41		91
尾鷲市	27	5			6	6		12	4	33
亀山市	32			2	5	13		14	3	37
鳥羽市	29			1	12	12	3	13		41
熊野市	6				2	2		4		8
いなべ市	26	2		2	3	5		18		30
志摩市	35				7	7	1	27		42
伊賀市	70	3	2		10	10	10	45		80
市計	1,198	42	2	24	298	348	123	609	62	1,508
木曾岬町	8				2	2		6		10
東員町	5				2	2		3		7
菰野町	18				7	7		11		25
朝日町	2							2		2
川越町	7				2	2		5		9
多気町	13				1	1	3	7	2	14
明和町	12				5	5	1	6		17
大台町	2							2		2
玉城町	14				3	4	4	6		17
度会町	9			1	5	5		3		14
大紀町	10			2	3	3	1	4		13
南伊勢町	18	1		1	4	8	1	6	1	22
紀北町	19	2		1	6	6		6	6	27
御浜町	14	2			3	4		8		17
紀宝町	5				2	2		3		7
町計	156	5	0	5	45	51	10	78	9	203
県計	1,354	47	2	29	343	399	133	687	71	1,711
県外	7	3	0	0	1	1	0	3		8
合計	1,361	50	2	29	344	400	133	690	71	1,719

(再掲)障害保健福祉圏域別

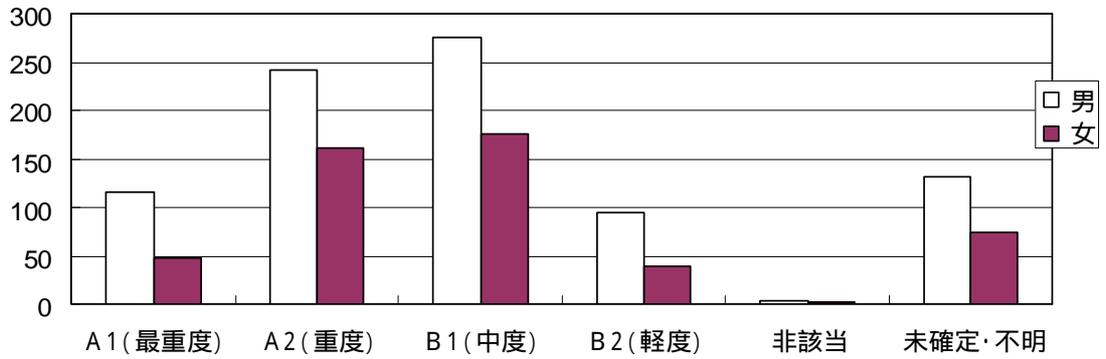
桑名員弁	126	5	0	8	32	36	3	74	3	161
四日市	161	8	0	3	54	54	0	93	6	218
鈴鹿亀山	254	2	0	6	64	76	6	117	47	318
津	204	10	0	2	55	76	37	82	1	263
松阪多気	165	6	0	2	36	45	25	86	2	202
伊勢志摩	223	4	0	7	62	71	24	116	2	286
伊賀	150	3	2	0	21	21	38	86	0	171
紀北	46	7	0	1	12	12	0	18	10	60
紀南	25	2	0	0	7	8	0	15	0	32
県外	7	3	0	0	1	1	0	3	0	8

(5) 男女別年齢別相談件数



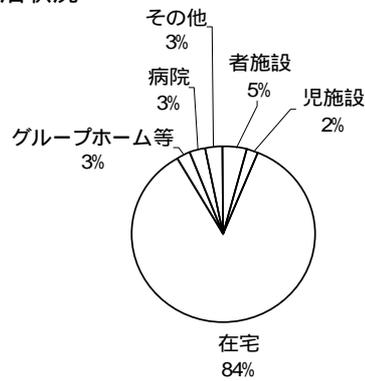
( 6 ) 男女別程度別相談件数

6 男女別程度別相談件数  
件

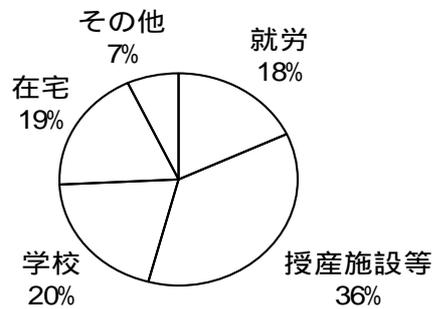


( 7 ) 生活活動状況別相談割合

生活状況



活動状況



## (8) 地域支援の状況

### 地域自立支援協議会（知的障がい部会）への参加

障害者自立支援法の施行に伴い、市町あるいは障がい保健福祉圏域（以下、「圏域」と記す）単位に、地域自立支援協議会が設置されることになりました。しかし、設置について準備段階の市町、圏域もみられ、進捗状況に格差が生じている現状です。

このような中、知的障がいに関する部会を月に1回ずつ開催している5圏域については、地域担当ケースワーカーが毎回出席し、支援困難事例の検討や施設入所希望者の状況把握等を行いました。また、年3回の部会を開催している1圏域についても、同様のかたちでの参加をしました。

### 三重県知的障害者更生施設（入所）緊急入所調整委員会

平成15年10月に知的障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるセーフティネット機能の構築を目的とする緊急入所調整委員会が設置され、知的障害者支援課が事務局を担っています。

平成20年度は、1名についての調整委員会開催要請があり、緊急入所を可とする旨の決定が行われました。

### 行動観察事業

平成20年度に行動観察事業を利用した対象者は8名であった。男女各4名であり、このうちの6名が事業終了後自宅復帰、あるいはアパート、グループホーム等への入居によって地域生活を再開した。

行動観察事業を利用する以前には、8名それぞれが地域生活において何らかの不適応や支援上の困難さを来していた。しかし、一時的に施設に入所し、それぞれの日々の生活や行動、あるいは施設の支援員等との関係を通して得られた結果を基に支援を検討したり、環境調整を行ったりすることによって家族、地域の支援者等の理解が深まり、事業終了後は概ね安定した生活を送ることができている。

なお、個々の状況によって入所施設利用の期間は異なるが、地域生活を再開した6名の利用期間はいずれも約2ヶ月～3ヶ月であった。

## (9) 研修の状況

### 基礎研修

日時	平成20年5月19日
場所	知的障害者更生相談所研修室
対象者	市町障がい福祉担当職員
内容	知的障害者更生相談所作成の「平成20年度版知的障がい者支援・現業活動マニュアル」による行政事務研修
講師	知的障害者更生相談所職員
参加者数	40名

## 第1回専門研修

日時	平成20年8月29日
場所	知的障害者更生相談所研修室
対象者	市町障がい福祉担当職員・障害者総合相談支援センター等の福祉関係職員
内容	講演「知的障がい者への精神科的アプローチ」及び事例を交えての講義・検討
講師	児童相談センター 石田芳久医師
参加者数	40名

## 第2回専門研修

日時	平成20年10月10日
場所	知的障害者更生相談所研修室
対象者	市町障がい福祉担当職員・障害者支援施設、障害者総合相談支援センター等の福祉関係職員
内容	知能検査の解説及び体験学習（知的障がい者への理解を深めるために） 講義「発達段階に応じた支援のあり方」
講師	知的障害者更生相談所職員
参加者数	61名

## 3 身体障害者支援課

### （1）相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

自立支援医療（更生医療）相談

補装具相談

施設入所相談

その他関連する相談

### （2）判定業務

医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を診断し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。

判定には、書類判定と来所判定があります。

平成20年度医学的判定

	来所判定日	時間
整形外科	毎月第1・3・4火曜日	14:00～16:30
耳鼻科	毎月第2・4水曜日	13:00～16:00
眼科	毎月第1金曜日	13:00～16:00
内科	書類判定	随時
心臓血管外科	書類判定	随時
泌尿器科	書類判定	随時

本年度をもって眼科の来所判定を廃止しました。

心理的判定

市町からの依頼により、心理的判定を行います。

(3) 相談判定実施状況

平成20年度中に実施した相談及び判定の実人員は1,792人でした。

来所(書類判定を含む)による実施人員が1,750人(97.7%)、巡回による実施人員が42人(2.3%)でした。

相談及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する相談件数が1,028件、判定件数が1,028件、更生医療の給付に関する相談件数が681件、判定件数が681件でした。

平成20年度相談・判定件数

区分		来所	巡回	計	構成比
実人員数		1,750	42	1,792	-
相談内容	手帳診断	43	24	67	3.6%
	更生医療	681	0	681	37.0%
	補装具	1,020	8	1,028	55.8%
	職業	0	0	0	0.0%
	施設	0	0	0	0.0%
	生活	0	0	0	0.0%
	その他	57	10	67	3.6%
	計	1,801	42	1,843	100.0%
判定内容	手帳診断	43	24	67	3.6%
	更生医療	681	0	681	37.0%
	補装具	1,020	8	1,028	55.8%
	心理判定	0	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0	0.0%
	その他	57	10	67	3.6%
	計	1,801	42	1,843	100.0%
判定書交付件数		1,801	42	1,843	100.0%

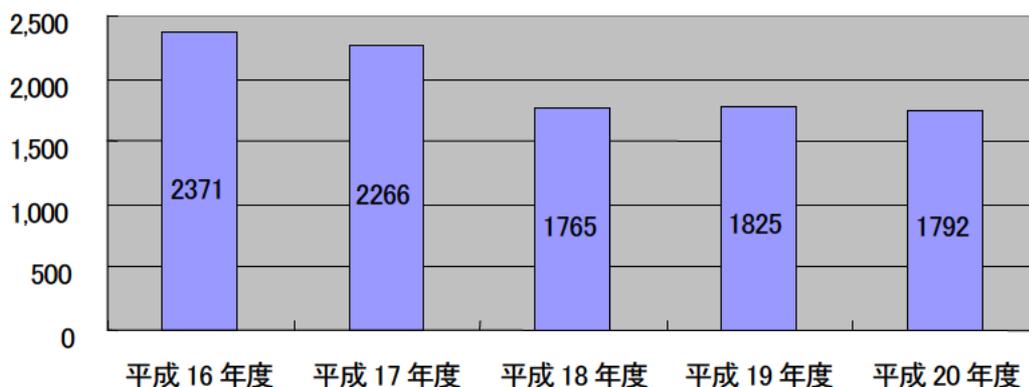
来所には、書類による判定を含む

(4) 相談判定実人員数の過去5年間の推移

平成18年度は、医療制度の見直し等により大幅に減少しましたが、それ以降は横ばい状態が続いています。

相談・判定 件数の推移	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	2,371	2,266	1,765	1,825	1,792

相談・判定件数の推移

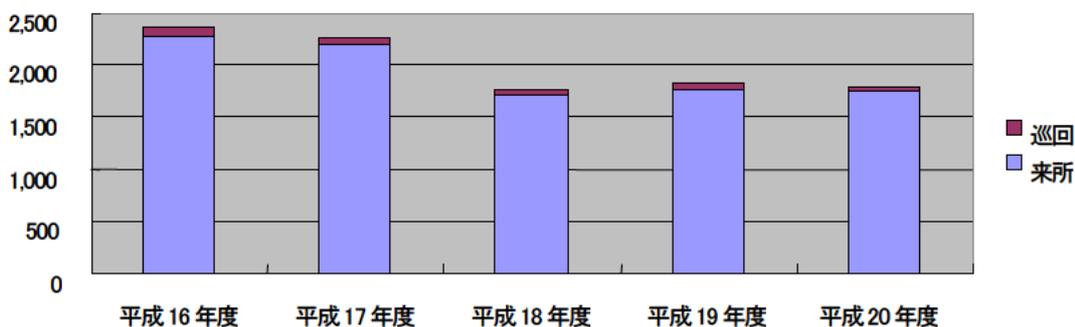


(5) 来所・巡回別実施実人員数の過去5年間の推移

平成 18 年度以降、横ばい状態が続いています。

	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度
来所	2,291	2,203	1,712	1,771	1,750
巡回	80	63	53	54	42
計	2,371	2,266	1,765	1,825	1,792

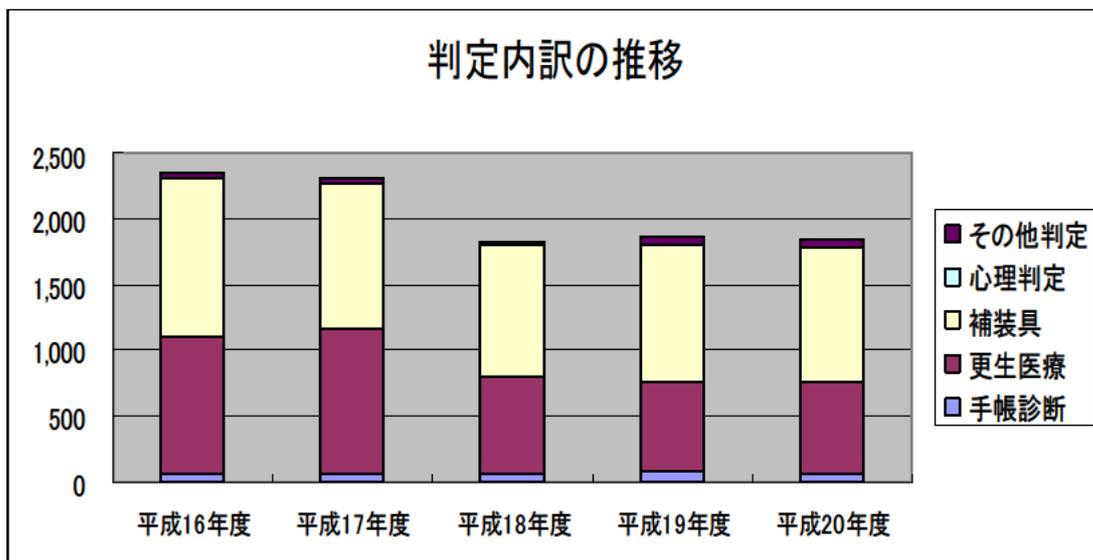
来所・巡回別実人員の推移



(6) 判定内容状況

平成 18 年度以降、横ばい状態が続いています。  
手帳診断（障害程度の判定）は本年度をもって廃止しました。

年度 判定区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
手帳診断	60	50	66	75	67
更生医療	1,037	1,105	719	688	681
補装具	1,207	1,107	1,014	1,034	1,028
心理判定	2	1	2	0	0
その他判定	30	34	15	67	67
職業判定	0	0	0	0	0
その他	30	34	15	67	67
計	2,336	2,297	1,816	1,864	1,843



(7) 補装具判定の状況

補装具の判定は、補聴器が最も多く49.2%、次いで装具が22.0%、車いすが17.8%となっています。

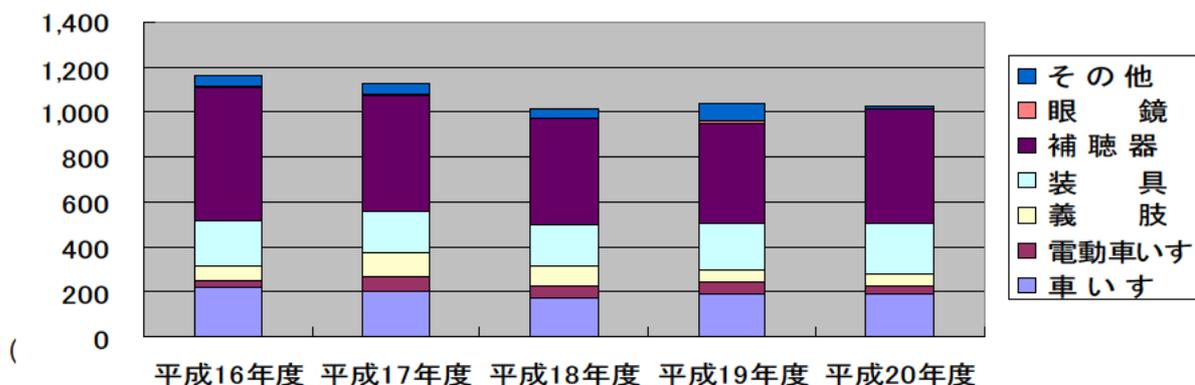
平成20年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	183	17.8%
電動車いす	42	4.1%
義肢	56	5.4%
装具	226	22.0%
補聴器	506	49.2%
眼鏡	2	0.2%
その他	13	7.9%
計	1,028	100.0%

年度別判定状況(過去5年間の推移)

種目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
車いす	215	201	168	188	183
電動車いす	32	61	60	50	42
義肢	66	111	80	57	56
装具	198	186	186	208	226
補聴器	594	513	476	448	506
眼鏡	10	6	2	2	2
その他	44	53	42	81	13
計	1,159	1,131	1,014	1,034	1,028

補装具判定件数の推移



(8) 巡回相談実績

整形外科の手帳診断（障害程度の判定）は本年度をもって廃止しました。

※ 耳鼻科の手帳診断は平成15年度をもって廃止しました。

月／日	曜日	保健福祉 事務所	市町	開催場所	判定件数	
					整形	耳鼻科
6月5日	木	紀南	御浜町	紀南病院	7	4
7月10日	木	伊勢志摩	玉城町	玉城町保健福祉会館	1	3
7月17日	木	尾鷲	紀北長	紀北町老人福祉センター	3	0
7月24日	木	伊賀	名張市	名張市総合福祉センター ふれあい	7	1
9月4日	木	紀南	御浜町	紀南病院	4	0
9月25日	木	伊勢志摩	志摩市	磯部町保健センター	1	0
10月2日	木	四日市	川越町	川越町役場	1	2
11月20日	木	松阪	多気町	多気町役場	1	1
11月27日	木	伊賀	伊賀市	阿山保健福祉センター	6	0
計					31	11
合計					42	

## (9) 地域リハビリテーション推進事業

### 障がい者生活支援事業実施施設職員研修

平成20年度は、6回の研究会議を開催しました。

- ・ 5月 7日 H20年度の体制について  
身体障がい者相談支援事業について  
講演「支援基軸と支援環境について」
- ・ 7月 2日 事例 「障がい者としての認識が無く、支援の受け入れが困難な事例」  
「本人、家人ともに脳性麻痺で自宅受け入れが困難な事例」  
「統合失調症の在宅での服薬管理がうまくいかず問題行動を起こし、入退院を繰り返す事例」  
結果報告
- ・ 9月 3日 事例 「毎日褥創処置の必要性を求める在宅生活の男性事例」  
「母親との関係が悪いが家に固執している事例」  
「家族関係が険悪で共倒れの危機に瀕した事例」  
「心的外傷後ストレス障害による不安の恐怖心のため、すぐに対応してくれる所を求めている重複障がい者の事例」
- ・ 11月 5日 研修 「高次脳機能障害について」  
「高次脳機能障害の社会保障、リハビリテーション」
- ・ 1月 7日 事例 「依存心が強く既得権を主張する視覚障がい者の事例」  
結果報告  
研修 「就労支援について」
- ・ 3月 4日 平成20年度のまとめ・結果報告  
平成21年度事業計画(案)

### 市町職員初任者研修

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成20年5月13日 57名

- ・ 身体障がい者福祉の概要
- ・ 判定事務の手続き
- ・ 身体障害者手帳について
- ・ 補装具について
- ・ 自立支援医療(更生医療)について

- ・ 医学用語の説明
- ・ 施設紹介と入所調整について

#### 市町職員専門研修

障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として、補装具研修会を各分野の専門家による講義形式で行いました。

平成20年10月22日 45名

- ・ 車いすについて
- ・ 装具について
- ・ 眼科補装具について
- ・ 補聴器について
- ・ 補装具費支給事務について

#### (10) 市町相互間の連絡調整等業務

障害者自立支援法では、利用者が事業所と契約して、障害の程度に応じたサービスを受けることとなります。

施設サービスを利用するにあたって、施設が入所者を選別することなく、利用が円滑かつ公平に行われるように、施設や関係者の参画を得て「三重県身体障害者支援施設入所調整会議」を設置しています。

平成20年度は、入所調整会議を3回開催しました。

- ・ 第1回（平成20年7月1日）
  1. 待機状況について
- ・ 第2回（平成20年12月2日）
  1. 待機状況について
  2. 入所基準指針（案）について
- ・ 第3回（平成21年3月18日）
  1. 入所基準指針（案）について
  2. 待機状況について

#### (11) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ・ 平成20年度は、施設入所等にかかる心理判定はありませんでした。
- ・ 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を行いました。
- ・ 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。  
平成20年度は、6回の研究会議を開催しました。